

平成21年 第5回
さつま町議会会議録

平成21年5月29日 開会

さつま町議会

平成 2 1 年第 5 回さつま町議会臨時会審議結果

平成 2 1 年 5 月 2 9 日

議案 番号	件名	上程日	議決日	議決 結果	委員会 付託
49	さつま町職員の給与に関する条例等の一部改正について	H21. 05. 29	H21. 05. 29	原案可決	—
50	さつま町観音滝公園等の指定管理者の指定について	〃	〃	可決	—
51	平成 2 1 年度さつま町一般会計補正予算（第 2 号）	〃	〃	原案可決	—
52	鶴田農産物加工センター整備事業に係る物品購入契約の締結について	〃	〃	可決	—
53	鶴田学校給食センター炊飯給食施設整備事業に係る物品購入契約の締結について	〃	〃	〃	—
54	さつま町監査委員の選任について	〃	〃	同意	—
発議 5	振り込め詐欺撲滅に関する決議(案)	〃	〃	原案可決	—

平成21年第5回さつま町議会臨時会会議録

○開会期日 平成21年5月29日 午前9時30分

○会議の場所 さつま町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員（20名）

1番	森山大議員	2番	東哲雄議員
3番	麥田博稔議員	4番	米丸文武議員
5番	川口憲男議員	6番	新改秀作議員
7番	平八重光輝議員	8番	平田昇議員
9番	舟倉武則議員	10番	岩元涼一議員
11番	内之倉成功議員	12番	柏木幸平議員
13番	楠木園洋一議員	14番	内田芳博議員
15番	桑園憲一議員	16番	市來修議員
17番	新改幸一議員	18番	木下敬子議員
19番	木下賢治議員	20番	中尾正男議員

欠席議員（なし）

○出席した議会職員は次のとおり

事務局長	和気純治君	議事係長	丸田忠君
議事係主幹	平木場達郎君	議事係主査	垣内浩隆君

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町長	日高政勝君	教育長	東修一君
副町長（総務）	宮之脇尚美君	教委総務課長	山口正展君
副町長（経済）	山下彦志君	学校給食センター所長	上久保澄雄君
薩摩総合支所長	貴島晃人君		
鶴田総合支所長	永田清信君		
総務課長	湯下吉郎君		
財政課長	二階堂清一君		
行政管理室長	萩原康正君		
企画広報課長	中村慎一君		

○本日の会議に付した事件

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議案第 4 9 号 さつま町職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 第 4 議案第 5 0 号 さつま町観音滝公園等の指定管理者の指定について
- 第 5 議案第 5 1 号 平成 2 1 年度さつま町一般会計補正予算（第 2 号）
- 第 6 議案第 5 2 号 鶴田農産物加工センター整備事業に係る物品購入契約の締結について
- 第 7 議案第 5 3 号 鶴田学校給食センター炊飯給食施設整備事業に係る物品購入契約の締結について
- 第 8 議案第 5 4 号 さつま町監査委員の選任について
- 第 9 発議第 5 号 振り込め詐欺撲滅に関する決議（案）

△開 会 午前9時30分

○議長（中尾 正男議員）

おはようございます。

本町議会におきましては、地球温暖化防止・省エネルギー対策等に資するため、本臨時会から10月30日までの間、夏場の軽装運動「クールビズ」を実施することとし、会議においては軽装で行うことにいたしましたので、御協力をお願いいたします。

ただいまから平成21年第5回さつま町議会臨時会を開会します。

△開 議

○議長（中尾 正男議員）

これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付してある議事日程のとおりであります。

△日程第1「会議録署名議員の指名」

○議長（中尾 正男議員）

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、1番、森山大議員及び2番、東哲雄議員を指名します。

△日程第2「会期の決定」

○議長（中尾 正男議員）

日程第2「会期の決定」の件を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日間に決定しました。

△日程第3「議案第49号 さつま町職員の給与に関する条例等の一部改正について」

○議長（中尾 正男議員）

日程第3「議案第49号 さつま町職員の給与に関する条例等の一部改正について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

それでは「議案第49号 さつま町職員の給与に関する条例等の一部改正について」であります。

これは、国家公務員に対する6月支給予定の期末勤勉手当等の支給月数が、今回暫定的に引き下げられることから、本町の職員並びに町長等の支給月数についても同様に引き下げようとするため、関係条例の一部を改正しようとするものであります。

内容につきましては、総務課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○総務課長（湯下 吉郎君）

それでは「議案第49号 さつま町職員の給与に関する条例等の一部改正について」、内容の説明をいたします。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（中尾 正男議員）

お諮りします。ただいま議題となっています議案第49号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。したがって、議案第49号は、委員会付託を省略することに決定しました。委員会付託を省略します。

これから質疑を行います。議案第49号について質疑はありませんか。

○麥田 博稔議員

この減額について職員との交渉はスムーズにいったのかどうか。結局、新聞とかいろんなところで言われてますので、たぶんいったと思うんですがその辺がどうだったのか。

それから、合併でいろいろ仕事が人事交流とかありまして、やはり職員の間にも非常に苦労が重なっていると。そういう中で、いろいろ苦労をして人も減らしている中で、話し合いがスムーズにいったかということを知りたいと思います。

それから、財政的にはここ3年ぐらいいみんなで努力しましたので、ある程度好転というか目処が立ちつつあると私は思ってます。

それで、今度の減額が総額が2,523万9,000円ぐらいということですがけれども、これを何に使うかということをお伺いしたい。一般会計につきましては、3月当初予算である程度骨格とはいえ、1年間のだいたい骨格の予算は通ってるわけですから、2,523万9,000円という金が言えば不用になってくるということになると思うんです。

その中で、私が提案したいのは町長が選挙公約の中で、子育てすこやか育成宣言というようなことで、日本一子育て支援策の展開というようなことをうたわれてます。

それで、現在乳幼児の医療費手当があるわけですがけれども、それを6才まで全部無料にするとか、それから町単独の子育ての支援をしている。これがだいたい先ほどの乳幼児を担当課に聞くと、1,500万から2,000万いるのかなという話です。

それから、町単独で健やか子育て支援事業、3人以上の児童を養育している者には、町から独自の支援策をします。これが総額で670万ぐらい。2,500円とか、それから5,000円、7,500円とか段階的にありますけれども、これを倍にして、例えば今2,500円町単独でやっているやつを5,000円にしても、それから5,000円を1万円にしても、あと700万ぐらいあればいいと。

だから、1,500万と700万で2,200万ちょっとですから、この2,523万があれば子育て支援という町長の政策もかなってくるのかなと思いますけれども、町長はこの不用になったと言えばあれですがけれども、この2,523万9,000円のお金をどのように使われるつもりなのか、その辺をお伺いしておきたいというふうに思います。

それから、この給与に関する条例等の一部改正ですがけれども、町長は選挙公約で20%の減額も言われてますし、その辺が今度出てくるのかなという思いもしてたんですが、私個人としては、町長は副町長を一人にされるということですから、20%の減額はあんまりかなというふうに思うんですよ。気持ちは重々わかるんですがけれども。これから、非常に仕事も忙しくなってくるし、

大変なあれになってくると思うんですが、その辺が出てこなかった理由をお伺いしておきたいというふうに思います。

○町長（日高 政勝君）

麥田議員の質問にお答えさせていただきますが、まず職員との交渉の関係でございます。私のほうから職員組合の執行委員長のほうに、人事院の人事院勧告に伴います取扱いについての申し出をいたしまして、お互いに話をする機会を持ったところでございます。

私のほうから基本的な考え方等について、それぞれ申し入れをいたしたところでございますが、とにかく私も選挙を通じまして町内の各地域を回り、そして地域の皆さん方の御意見をお聞きしましたところ、実態として町民の生活の状態というのは極めて今の経済状況を踏まえて、厳しいものがあると言うことが実感として受け止めをいたしました。

そしてまた、そういう中から町民の声というのは非常にシビアな見方をされているというのを思ったところでございます。そういうことも職員の皆さんにお伝えしたわけでございます。

非常に景気がいいときには、民間のそういう企業等に対して目が向けられて、役場職員には関心が薄いという面もあるわけですが、厳しくなればなるほど公務員に対する見方というのが厳しくなると、いうこともございまして、その辺のこと。

あるいはまた、今回の世界を通じる不況、景気後退の中で、非常に地域全体の経済というのが衰退してきているような実態がございまして、あるいは半導体の企業にいたしましても、かなりの今回の景気後退に伴って、賞与等の減額を二ケタにわたる減額をいたしておる、こういう実態も。

職員の皆さんも当然この辺は認識されての事でございますので、お互いにそういうことを共通認識として持たなければならないということを申し上げまして、理解を求めてきたところでございますが、当然おっしゃるとおり職員は町民の皆さん方のために日夜頑張っておりますので、そういうことについては感謝をしながら、しかし実態はこういうことになっていると。そういうことを一番早く察知をしながら、お互いに傷みを分かち合うという気持ちが必要じゃないかということでそういう話をしましたところ、やはり職員も生活設計がある中で大変な御苦労されておる面もありますけれども、こういう理解をしていただいたと思っております。

やむを得ないというそういう結論をいただいたところでございます。

それから、約2,500万円ぐらいの人件費の減ということになるわけでございます。ただ、私、教育長、それから議員の皆さんも新しい方については期間率がございまして、若干はこれよりも下回ってきますけれども、ただ2,500万というかなりの額が減額ということでございます。

そういうことで、今財政が厳しい中でどのような減額に対しての使いみちというんですか、そういうことのお尋ねですが、減額になりますと、なかなかこの減額したものが例えばそのものをそのまま基金とか積んですれば色がピシッと判って、そのためのこういうものに使いますよと言えますけれども、予算の減額になるものですから、その辺の使い方がどこにどう使われることについては。

例えば、そのまま残しておけば繰越金として、あるいは財政調整基金にも積みめるとか、そういうこともありますけれども、一般の運用の中で予算の編成の中で含めると、特にこれにあてますよとしない限りは、なかなか難しい面がございまして。

ただおっしゃるとおり少子化対策の問題とか、いろいろ重点的なことを掲げておりますので、できるだけ予算の配分については、そういう形で生かされるような形で編成には努めてまいりたいと思っておりますのでございます。

それから、20分の私の公約に対する取扱いでございます。選挙公約もいろいろ掲げておりますけれども、やはり私がこの辺の政策を述べる機会というのは、6月の定例議会であると思います。私の所信、その機会に所信を述べた上で、その時点で6月補正の中でいろんな取扱いをさせていただきたいと思っておりますので、その時点では減額の議案なり、必要な予算の措置をさせていただきたいと、こういう思いでございます。

○麥田 博稔議員

お金に色が付いていませんから、減額した分がそのまま残ってればやりやすいんですけど。ただ、やはり交渉の中で職員にも傷みを与える。これはもう先ほど町長が言われたように町民とかいろいろ全国的な、先ほど言ったように新聞、テレビ等の報道の中で減額するのはやむを得ないということは多々あります。

ただやはり使い方としては、職員の人なんか「あんたなんかの減額した分はこういうふうに使うんですよ」とかそういう話し合いのもとにしてもらったほうが。

特にこれから少子化対策、それから高齢者対策、非常に大事になってきますので、こういうときに。ただ、こういう政策をすると一過性というわけにはいきませんから、やはり長い年月、一年だけこれがあるからして、来年はできないとなると少子化の対策にはならないわけですから。先ほど町長が言われたように自分の施政方針の中で、それまでの間にいろいろ検討されてされるんでしょうけれども、私の要望としては、やはりこうして町長が政策を訴えて当選されたわけですから、そういう政策のためにみんなで協力してやってもらいたいというふうに思います。

それから、減額になりますとどうしても経済が縮小してきます。

というのが、昨年の暮れなんか我々が飲食店なんか飲みに行くと、ご存じのように日特さんとかいろんなところが派遣切りとかいろいろなことがありまして、飲み屋さんが非常に客が少なくなっていると。だから何とかしてもらえんかなということですけども、我々がなんとかするといっても大変なことですけども。

こうして、給料が下がっていくとちょっとしたことで精神的に、金銭的にそんなになくても一般の町民の方からすると、「まだそひこもろちゃったって、よからよ」ちう話になりますけれども、やはりもらう職員にすると、先ほど町長が言われた生活設計を組んでいる中で減額になっていくわけですから、そういう精神的なものはあると思うんです。その金が、2,523万がすべて町内の消費に回るとは思いませんが、やり方としてはやはりほかのところである商品券を買ってもらうとか、いろんなそんな手立てもあったのかなという気がします。

それで、職員の皆さんには先の異動があったときにも歓迎会、送別会いろいろしてもらって、非常に商店街の方は喜んでおられます。そういうことで給料が下がっても町内消費を心掛けていただくように、その辺は十二分に配慮させていただきたいと思います。

それから、話が飛んで申し訳ないんですが、こういう金に色が着いてない。これは国から町に来るお金も一緒です。交付税措置するというけど、今はちょっと1、2年増えてきてますけども、減ってくる中で、なんもかんもというようなことで、色が付いてませんから大変なことですけども、やはりこれからは先ほど言ったように少子化対策、高齢者対策その辺に振り向けていく必要があるのかなと思うんですが、町長の見解をお聞きしておきたいと思います。

○町長（日高 政勝君）

確かに地域経済の問題については、厳しいものがございますので、その辺については予算の中にもいろんな形で反映をしていく必要があると思っております。

特に、この商工業の振興なり、あるいはまた農業の振興、また少子化対策の問題については、重点的な施策として考えておりますので、できるだけそういう形での配分については努めてまい

りたいと思っております。

とにかく町内の消費についても、職員の皆さんもそういう心掛けをしてできるだけ異動等があった場合の歓送迎会も地元でやってもらっておるようですから、今後におきましても機会があるごとに、地産地消とかそういうこともありますし、過去宮之城の時代におきましても「LOVE LOVEみやのじょう」ということで、地元との商品を使う、あるいは地元でいろんな消費活動をするということもございますので、そういうことを改めて必要じゃないかなという時代になったんじゃないかなと思っておりますので、職員の皆さんにはまたその辺の御協力をいただくように私のほうからもお願いしていきたいと思っております。

○議長（中尾 正男議員）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。議案第49号について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

討論なしと認めます。

これから、議案第49号を採決します。

お諮りします。「議案第49号 さつま町職員の給与に関する条例等の一部改正について」は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。したがって、「議案第49号 さつま町職員の給与に関する条例等の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

△日程第4「議案第50号 さつま町観音滝公園等の指定管理者の指定について」、日程第5「議案第51号 平成21年度さつま町一般会計補正予算（第2号）」

○議長（中尾 正男議員）

次は、日程第4「議案第50号 さつま町観音滝公園等の指定管理者の指定について」及び日程第5「議案第51号 平成21年度さつま町一般会計補正予算（第2号）」の議案2件を、一括して議題とします。各議案について、提案理由の説明を求めます。

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

議案第50号及び議案第51号、これについてまず「議案第50号 さつま町観音滝公園等の指定管理者の指定について」であります。

これは、さつま町観音滝公園の指定管理について、さつま町公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第7条第1項の規定に基づき、新たに株式会社、総合人材センターを指定管理者として指定しようとするため、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、「議案第51号 平成21年度さつま町一般会計補正予算（第2号）」についてであります。

今回の補正は、公園費に要する経費を補正しようとするものであります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ162万5,000円を追加し、歳入歳出それぞれ128億4,960万5,000円とするものであります。

内容につきましては、それぞれ所管の課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○行政管理室長（萩原 康正君）

それでは「議案第50号 さつま町観音滝公園等の指定管理者の指定について」御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○財政課長（二階堂清一君）

「議案第51号 平成21年度さつま町一般会計補正予算（第2号）」について説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（中尾 正男議員）

お諮りします。ただいま議題となっています議案第50号及び議案第51号の議案2件は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。したがって、議案第50号及び議案第51号の議案2件は、委員会付託を省略することに決定しました。委員会付託を省略します。

これから順番に質疑を行います。まず、議案第50号について質疑はありませんか。

○平田 昇議員

前の指定管理者を選定するための募集は、広く一般に呼びかけたプロポーザル方式によるものであったとされていますが、町は応募者の中から一番適切とする提案を採択して、指定管理者にすることで協定を取り交わした。

その約束を取り交わした業者が、約束している義務を履行しようとしなない。この債務不履行ですよね。債務不履行は当然契約違反であり、結果として町側に対する損害賠償請求権が生ずるはずであると、そこを協定でどう取り決めてあったのか、御説明を願いたい。

○薩摩総合支所長（貴島 晃人君）

前回のビルメンとの協定でございますが、協定によりまして継続できないというふうに思われる場合は、町に申し出るということで決めております。

それに基づきまして、ことしの1月にビルメンより町のほうへ継続できないという申し出がございましたので、内部で検討した結果、やむを得ないということでございますが、損害賠償等については、町に損害を与えたということについては認識をしております。

○平田 昇議員

約束した相手が、約束どおりの義務を果たさない場合、それを代行して債務不履行する保証人を取り決めてなかったわけですか、代行する人を。

○薩摩総合支所長（貴島 晃人君）

代行者ということについては取り決めておりません。

○平田 昇議員

前の町長が、前のことは言いたくないんですが、別件の協定について、この協定じゃなかったわけですが、法的にどのような効果があるのかという疑問もあるがという言い方をしたことがあるんです、ある協定の件について。

このような感覚の指導者が、町長が協定を結ぶ。いいですか、重大な欠陥を持つ契約、協定ですよね。日高町長はこういう協定を受け継ぐつもりですか、このままの状態、どうなんですか。

○町長（日高 政勝君）

確かに、この指定管理の期間中に、いろんな事情があったにしろ、これを解約するということについては、いわゆる予想外のことでございまして、私どももその辺についての取り決めはどうなっているかということで、その辺の道義的な責任とかいろいろ出てくるように感じましたので、お尋ねをしたわけですが。

それについては、町に損害を与えたという事実があれば、損害の請求は当然でできますけれども、今のこの途中でやめたにしても金額的な、いわゆるまた今指定管理料を払っておりますけど、それに対する損害を与えたというところまで来ていないというようなことで、実質的に損害といえるようなものがないというようなことで、それについての損害賠償請求とか、そういうところまで至っていないというようなことでございまして。

今のところ議会の議決を受けて、その期間中にやめられたという、そういう道義的なことは十分責任を感じるということは受けとめておりますけども、それに対しての損害を実質的にこうむったという事実というのが、はっきり出てこないものですから、今のところでは、協定の中でははっきりとしたことまで、その辺を追求できるようなところまではうたっていないようなことでございまして、その辺ところについては、特に今の協定の中で締結をしてるというようなことでございます。

○平田 昇議員

債務不履行に至った、義務を果たさないこと自体が損害を与えたことなんですよこれは。契約を成立させるに当たって、作成される書面にはいろいろあります。協定書、覚書、念書、いろいろ名称はありますが、要するに内容がどういうふうに成り立っているか、要するにそこなんですよ。名称はいろいろある、契約書、覚書、協定書、念書、しかし、問題は法律的效果がしっかり規定されているかと、そこなんですよ。

私は、それでもこの協定に落ち度はないと、日高町長お考えですか。義務を果たさないことが迷惑をかけるようなことはない、という解釈でいいんでしょうか。

○町長（日高 政勝君）

平田議員のおっしゃることは十分理解はできますけど、今の協定の範囲の中で、確かに町に損害を与えたという事実は、金額的にも出ておりませんし、そしてまたそのほかにも確かに途中で、こういう経営状態が今の金額の範囲じゃとてもやれないというような状況があつてやめたわけですから、その辺の取り扱いについては、道義的には本当に果たしてこういうことでいいんだろうかという気持ちはありますけども、明確な損害を与えたというところまでは、確定的なものが今の協定の中では見出せないということで理解をいたしております。

○新改 幸一議員

ただいまの話なんですけれども、ビルメンにつきましては、そういう答弁でございしますが、今平田議員の言われることは、私も賛同するわけでございしますが、今後この総合人材センターと契約を結ばれていくわけをお願いなんですが、今後こういう人材センターと契約をした場合に、今出ておりますように、そういう損害賠償的な項目を入れた契約になるのか。

今後こういう1つの例が出てきますと、今の文言で契約をされますと、やっぱりそれに類似し

た断り方ちゅうか、「もう採算が合わんで手を引きます」というようなやられ方をしますと、その繰り返しをしますと、町自体も大変な苦勞も出てくると思います。

ですから、そこあたりの今出ておりますような、平田議員の言われるような損害賠償的な契約云々というようなのは、どのように考えていらっしゃるのかお聞きしたいと思います。

○町長（日高 政勝君）

協定を結ぶ場合は、当然損害の賠償という条項も入れまして締結をするわけでございますが、やはり管理業務の履行に当たって、乙の責任に帰すべき事業で損害を与えたと、明らかに損害という、そういう事実が判れば、その賠償は当然請求はできるということで、協定はそういう形のうたい方をしてございますが。あるいは第三者に損害を与えたという場合については、町のほうからその指定管理者のほうに、いわゆる求償権が発生します。

そういう場合は一応想定はしてありますけれども、具体的な損害といったら、例えば指定管理料の幾らかを払っておって、それも全く管理もしないで、管理料だけをもらったというようになりますと、当然損害は発生しますけれども、今の場合はしっかりと管理料の範囲の中で管理もされまして、ただ経営的に苦しくなったから継続は難しいということで、途中でどうしても会社の経営上難しいというような判断をされて、こういう結果になったわけございまして、町に対しては損害というのが、金額的には、あるいは例えば建物についても明らかに損害を与えたという、損傷を与えたということも全くないものですから、そこを損害だといえる状況にはなっていないということで理解をいたしているところでございます。

○新改 幸一議員

町長の答弁にはどうも私納得しないんですが、それじゃこういういろんな指定管理の契約を結ぶときに、指定期間というのを設けたときに、そういう1つの契約条項でいきますと、相手方の指定管理者のほぼ信用してといいますか、そういう面でいけばそういう1つの文言でもいいと思うんですが、逆に疑ってかかれば、そういう例をつくってしまえば、その指定管理をされた方が、言い方は悪いんですが、採算が合わないつでもやめると、指定期間を設けてあるのにそういう言われ方をすれば、町としては大変困っていくんじゃないかという、私はそういう気持ちの考え方で質問してるんですけども、そこらあたりはどんなふうに解釈すりゃいいんでしょうか。

○町長（日高 政勝君）

確かにおっしゃる気持ちは十分理解をいたします。町としましても当然指定管理の期間中においては、やっぱり責任をもって経営をやってもらわなきゃいかんというのがございます。

今回の場合も直接私も人材総合センターのほうには、社長に面談をいたしまして、その辺の経営についての考え方というのをお聞きしました。社長については赤字であっても、この期間中は責任を持ってやりたいと、それだけの強い意志もお持ちでございましたので、その辺のところも確認をしながら指定をお願いしたということで、御提案を申し上げているということでございます。

○平八重光輝議員

今お2人の方が質問されたところと若干重なりますが、途中契約をされた場合に、ペナルティが今の答弁ではなかったわけですが、今回また新たに契約をされる分については、そういうのは入ってるのかどうかお尋ねします。

といいますのが、今新改議員のほうからもありましたように、5年もたちますとまた新たに契約をされるわけですが、その途中でやはり投げるといえば言い方が悪いんですが、もうやめたというようなことがたくさん出てくると、やっぱり非常に問題であろうと思います。

今町長の答弁で実質的な損害は出ていないとおっしゃいましたけれども、確かに今現在では出

ておりませんが、211万円のお金は22年度において増えてきてるわけです。これは事実でありますから、その辺も含めてぜひ新しい契約をされる場合も、今までされておって、ビルメンさんについても解約が決定しておるわけですから、もうこれ以上は申しませんが、新しくされる場合は、やはりその辺も含めた契約をされるようにぜひ検討をしていただきたいと思います。

それともう一つは、総合人材センターの方が今回受けられるわけで、指定されるわけですが、何かお話によりますと前回も出されておったと、最初のときもというお話も伺っておりますが、前回の金額と今回の金額と差があったものか、あるとすればどれくらいあったものかお尋ねいたします。

○行政管理室長（萩原 康正君）

損害賠償の関係で、協定の内容でございますが、前回と今回の場合は募集の段階で、特に履行保証の関係をうたっていない関係で、前回と同じのような協定になると思います。

ただ、損害賠償の関係の指定管理者の責任に帰すべき事由による場合というのは、前回も今回も設けてはございます。内容的には「指定管理者の責任に帰すべき事由により、業務の継続は困難になった場合は、町長は指定の取り消し、またはある一定の期間を設けて業務の全部、もしくは一部分を停止することができるものとする。その場合に、町に生じた損害は指定管理者が補償するものとする」という文言自体は、前回も今回は入っているわけございまして、先ほど町長のほうからもありますように、金額的に見ましてもビルメンと指定管理をする以前は、17年度は、その施設に2,800万円を超える管理費を支出していたわけでございます。

その後、ビルメンと契約したあと18年度が1,700万、19年度が同じく1,700万、20年度が1,500万という、町としては年間1,000万円を超えるような経費削減にはなっているわけでございます。

ビルメンが撤退することによって、迷惑はこうむっているわけでございますが、先ほどありましたように引き続き総合人材センターが間断なく運営ができるということで、金銭的な損害はこうむってないと考えております。

それから、今回の履行保証の関係でございますが、当然、全国的な契約を見ますと、履行保証や違約金等を制度として協定の中で設けてある部分がございますので、この辺については次回の協定を結ぶ段階では十分検討をしなければいけないのかなとは考えております。

ただ、指定管理料の10分の1なり、それから指定管理料の4カ月の部分を保証するというようなことをうたいますと、その分が当然今度は保険の金額等の、今度は指定管理料の提案に上乗せを業者のほうができることも考えられますので、その部分も十分金銭的な部分について考慮した上で検討していただければならないと考えております。

前回の金額につきましては、1,200万円程度、金額を下げて提案してきていると思います。

○薩摩総合支所長（貴島 晃人君）

人材センターの前回の指定管理料の金額でございますが、2,300万で年間、これはもう通しでございます。年2,300万で要求といいますか、提案をされましたので、今の金額、22年度と比較しますと700万から800万低い金額でございます。

○川口 憲男議員

ちょっと素朴ちゅうか、例えば平成21年度のビルメンが協定された金額が予算額で1,428万9,000円、今度22年度になりまして総合人材センターが請け負うと1,536万、約200万、その分の100万ちょっとの差額を上乗せせんと人材センターはできないということの契約ですよ、先ほど申し上げられたとおりだと思うんですけども。

これを月割にしてみますと、ビルメンがやっていくときには100万ちょっとで月の運営をし

ていかれると。しかし、総合人材センターが今後されていくとなれば、128万ぐらいの費用でいくと。

町長、だからこのところ先ほどから出てるように18年の契約時から23年までの5年間のビルメンとしてこういう金額で契約をされたんですけれども、新たに22年度から2年間になりますけど、総合人材センターが契約される中では1,500万になってくると、ここ当たりの金額の、新しく指定を受けられるところが、とてもじゃないけど1,500万じゃないとできないと、ビルメンとのその契約の状況の中で、やっぱりそこに差額が月々20何万の差が出てきてるわけですから、一人分の月の人件費が全然食い込んでいてできないちゅうようなことがあったんですが、この債務負担行為の補正額の210万のこの考え方が、従来のあれでできないものなのか、そこあたりはどういうふうな方向性を人材センターが出したのか。

それともう1点は、総合人材センターのほうに移行して管理者をされたわけですが、名前から見ますと総合人材センターですから、派遣会社のように感じるんですが、事実ここ自体がこの観音滝に全部踏み込んでやっていかれるのか、人材センターの社長自信が経営になっていかれるのか、あるいは総合的なのは支配人になってしまうのか、そこあたりの話し合いというのがあったらお示し願いたいと思います。

○町長（日高 政勝君）

基本的なところをお答えしたいと思いますが、まずは最初のビルメンについては、指定管理の5年間の中で、いわゆる売り上げですか、それが毎年増える形で収支計画をつくられていたと思います。そしてまた、それに反比例して指定管理料が当初の段階からだんだん下がっていくという形で計画を立てておりましたけども、途中でその収支の、いわゆる売り上げというのが計画よりもかなり下回ってきて、そしてまた指定管理料も、当然そういう形でこっちは指定の管理の計画をしておいて、支払いをする計画をしておりましたところが、とても収入は減ってくる、指定管理も減ってくる、とてもやっていけないというような状況があって、もう途中でこういう形になってしまったということになっているかと思います。

したがいまして、今度の総合人材センターについても、こういう経緯を判っていらっしゃるものですから、やっぱり経営の内容によっても若干違うかとは思いますが、とても今の指定管理料では運営は難しいということで、最低出されたのが1,536万ですか、ここぐらいあったらやっていけるんじゃないかということで、今年度についても既定の1,428万9,000円の中ので残り、これに既定の予算に90万程度上乗せの形でできましたけれども、年度途中でありますし、できたらまたこちらで補正でまた追加ということになるよりも、できるだけ初年度ですから、経営努力をしていただいて、この既定の予算の中でやってみていただきたいというようなことで、私のほうからもお願いしまして、特に追加の補正はしなかったという経緯がございます。

そういうことで、来年度については、そこにありますとおり211万ですか、債務負担行為の中でお願いした中で、予算計上したいということでございます。

そのほかの派遣会社ということでございますが、先般も説明したかと思いますが、類似のこういった温泉の管理等についても、宿泊はないですが、やっているところが2カ所ございますので、そういう経験等も踏まえて今回支配人を配置して、社長自らということじゃないと思いますが、こういう責任者を配置をした上で管理をしていきたいというようなことでございます。

内容等の詳しいところについても、また担当課長のほうからお答えをさせていただきます。

○川口 憲男議員

町長おっしゃるように私もこれを見て、今度の21年度で差額の1,190万7,500円ですか、これで積算していきますと残りの月を大体100万ちょっとの運営でいかれる計算になります

す、10カ月しかないわけですから。

そうしたときに、この債務負担行為の22年度の210万にしますと、約128万となると、この21年度でこれだけで運営していかれる中で、自助努力でもされるんでしょうけれども、そういうような状況になってきた中で、22年度は改めてこひこないとできないという、例えばここ当たりが提案理由の中にも出てきてないんです。

やっぱりビルメンが苦しかった理由というか、経営的に行き詰まったところが、こういうところの採算性がとれなかったということで、今度中座されたんですけれども。やっぱりこの月額でいけば、そこにはっきりと金額は出てくるんですけど、その差額のなところはもう少しこの中に、その債務負担行為の中で必要だと。ことはできるけれども、来年はできないんだという論議がちょっとそこに見出せないところがあるんです。

それと人材センターのほうの経営方針的なところは、ほかも何カ所もやっているし、総合的な人材の有効活用をやっていくということなんですけれども。しいて見れば、新たな指定管理を行われる中で、やっぱりそこあたりと慎重に、そして二度とこういうことがないように、この債務負担行為の中も、ここは中途ではできないでしょうけれども、残りの期間を済まされて、そこらあたりはもうちょっと慎重に議論されるべきところじゃないかと思いますけれども、21年度と22年度の金額の違い、さっき町長は社長のほうに無理をお願いしたんだということがありますけれども、ちょっとうなずけないところがありますけれども、その考えをもう一回お聞きします。

○町長（日高 政勝君）

確かに、総合人材センターのほうから21年度、いわゆるこの6月からの10カ月になりますけれども、その中では1,280万ですか、それぐらいの金額でという提示がなされておりますけれども。

21年度については約89万8,000円、89万3,000円ですか、これぐらいの追加が要したわけなんですけれども、何とか初年度であるし経営努力をしていただいて、本年度については既定の予算の中で頑張っていたきたいということを、社長のほうに私のほうから申し出をしまして御協力をいただいたということでございます。

特に配慮をいただいたというようなことでございます。

それで、来年度については、年間を通しての管理運営になりますので1,536万という中でやっただくということにいたしましたところでございます。

ビルメンのそういう過去の経過からもございますので、その辺も十分配慮をしながら指定管理もお願いするわけですが、やはり先ほどから申し上げておりますとおり、社長の心意気というんですか、経営の方針というのが、とにかく赤字でも受けた以上はちゃんとやり遂げたいと、社会情勢の変化にも対応して、受けた以上は赤字でも責任をもって最後まで続けるというような意思を持っていらっしゃいましたので、そのような決定に対して指定管理をお願いしたいという気持ちでございました。

○川口 憲男議員

町長、今の社長の決意です、赤字を覚悟でもやっていくんだということを町長との話の中で承っておられますから、やっぱり観音滝公園周辺の施設、交流センターを含めて、地域の方々、それから町内の方々、私は先日鹿児島市の方と話す中で、非常に「なかごっとなったらよ」というような話をちょっと言われて、「そういうことはないですよ」ということは申し上げたんですけれども、旧町時代につくったいきさつとか、それから町民の憩いの場所とか、そういうことであれば、どういうふうに経営を盛り上げていくか、あるいはあの一体をどういうふうな施設として

活かしていくかということは、これは指定管理者にお願いしたといっても町の関与ちゅうのは逃れないところがあると思います。

そのところを、今後、今先ほど社長との話が、町長との話が出ましたので、社長の決意、あるいは町長の気持ちを、私はこういう施設に生かしていかれるように要望しておきます。

○麥田 博稔議員

ビルメンが投げ出したわけですが、ビルメンの3月までの決算はどのような状況になっていたのかちょっとお知らせを願いと思います。

というのが、私が昨年燃料が高騰してあびる館に燃料の補てんをすると、燃料補てんというか、単価の。

そのときにいろいろ質問しましたら、何で観音滝とそれから、ひらかわ屋はしないのかちゅう話をしたら、観音滝は150万ぐらいの黒だという話だったんです。ですから、自社努力でそこは吸収できるということで、そのあとひらかわ屋もされまして、それで今度また観音滝もされました。ですから、ビルメンがどのような決算状況になっているか。この前聞いたところじゃ始良の施設が閉鎖になっちゃったのが再開するから、ちょっとその影響が大きいのかなという話じやったんですが、3月までの決算状況をお知らせを願いたいと思います。

それから、先ほどから議論になってました損害がないということですが、損害は私はこの211万だと思うんです。ビルメンがしていれば、結局2年間で2,753万9,000円ですという契約になっていたわけですから、ビルメンがやめたことによって、新しく上限ということでしたから、経営努力でこの1,536万は上限として話し合いを来年するというようなことでしたので、それがどうなるか判りませんが。

やはり211万負担になったということは、町の税金から211万を負担をせないかんわけですから、やはり2年間で211万は負担増になると。だから、その211万は損害に当たる部分になるのじゃないですか。それは考え方はいろいろあると思うんですが、ビルメンさんがそのまま2年間あとしてくれば、先ほど言ったように2,753万9,000円、今度はされないということで、結局211万、2年間で歳出が増えるわけですから、その部分は考えようによってはなるのかなと。

それから、あと1つは、先ほど新改議員等からも話がありましたけれども、やはり責任はないというか、条例に入ってますよね、条項に。ちょっとここに持ってきてないんですが、向こうがやめるときもいろいろあった場合は、向こうの責任をさせるとか、こっちがするとか。だから、その辺の話はやはりちょっとあるのではないかなと思うんですが、その辺の見解をどのようにお考えなのか伺います。

○町長（日高 政勝君）

決算の関係についてはまた、担当課長のほうからお答えしますが、プラス211万円の関係が実質の損害ではないかというお尋ねでございますけども、例えば指定管理の中で途中やめられて、そのままの状態においたときに、やはり雇用が失われる、そしてまたいろんな管理の電気関係とか、点検業務、そういうこともあります。今度例えば地元雇用の関係を考えてみますと、雇用に対する所得というのが3,817万円ございます。

そして電気を除きます光熱水費というのが789万円、それから点検業務等の委託料というのが222万円、これだけを見ましても4,828万ということで、約5,000万円の経済効果と申せば、そういうことが出てきているわけです。

やっぱり必ずしも追加そのものが損害だと、そういうとらえ方ではいかなものかと思っておりますので、私どもとしましては、総合的にいろんなことを考えながら、雇用問題、地域経済に

与えるそういう効果というのがございますので、やはり施設の高揚が図れる形で運用していく。その目的のためにしていくということが最大の役目でございますから、そういう形で取り組みをいたしておるところで、今回も継続した形でお願いをしているところでございます。

そのほか20年度の決算状況については、また担当課長からお答えをさせていただきます。

○薩摩総合支所長（貴島 晃人君）

ビルメンの20年度の決算でございますが、収支でいいますと約40万ほどの赤字というふうになっております。

○麥田 博稔議員

先ほどの町長の経済効果が5,000万円あるという話ですが、これは200万積み足してさせる今度の人材センターに対してはそうだと思うんです。ビルメンはやめるわけですから、あなたがやめることによって5,000万円の経済効果もなくなる、だからということで、私は反対の立場からいくと、ビルメンがやめることによって閉鎖になるから、この5,000万円の経済効果もなくなる。

ですから、我々に町長が説明されるのは、ビルメンがやめてこういう5,000万円の経済効果がないから、200万円余分に出しても人材センターにやってもらいたいという理論を立てたほうがいいんじゃないかと思うんです。

だから、ビルメンに対しては、こうして契約をしているいろいろあって、それは確かに2,800万1年間出していただくと1,500万に圧縮したわけですから、年に一千何百万町は儲かって、この3年間で相当なそれは財政支出を抑えています。それは我々も理解するんです。

だから、ビルメンさんの契約の都合上でいうと、ビルメンに途中でやめるということは、やはりそのままあとがもできないとなると、あと2年間の間にこういう5,000万円のあれがなくなると。

ですから、5,000万円の経済効果があるから、くどくなりますけれども、議会に200万円一般財源をつぎ込んで継続していきたいんだと、そういう理論のほうが私は通るのかなというふうに思います。

それから、今ビルメンさんが140万の赤字ということでしたけれども、となると先ほど言われた89万円ですか、87万か幾らかくれたということで、大体つじつまは合いますよね、とんとんになるという感じだったんで。

それから、あと1点をお聞きしておきたいのは、前の説明があったときには、公園の清掃管理部門については切り離して考えるということでありましたけれど、今度の契約の中には全部一括ということで了解をしていいですか。

○町長（日高 政勝君）

先ほどの経済効果というのは、平成19年度の、いわゆるビルメンの場合のことでございまして、やっぱり継続していきますと、当然また新しい総合人材センターについても、今の人員を引き継いでやっていきたいということですから、当然また引き続いてこういう効果が出てくるということで御理解をいただきたいと思っております。

○薩摩総合支所長（貴島 晃人君）

6月からの公園部分の清掃、草払い等でございますが、それについては直営ですというふうに協定で結んでおります。

○麥田 博稔議員

今までビルメンさんは公園清掃まで全部入っていたんじゃないんですか。だから、あとで出てきますけど、需用費が増えてくるちゅうのはその部分ですか、それはただふすまと畳という、あ

とでまたこっちはいきますけれども、説明だったんですけれども。

結局それがまた幾らぐらいかかるのか、七十何万と書いてありますんでいいんですけれども、町長、そっちのほうはまたあとで議題に上がりますからいきますが、その辺はしっかり教えてもらわないと、多分みんな今まで一緒とで清掃部門も全部入ってという感じに思っていると思うんです。

だから、ここに書いてある説明の部分からちょっと外れていくから、もう一度何と何の経営でどうゆうことをしてもらわないと、だまし討ちみたいなことになるんじゃないですか。

我々としては一括ということに思うわけですから、その辺の清掃業務が別だとなりますと、全然が話が違ってくるんじゃないですか。そこをちょっと説明お願いします。

○副町長（総務担当）（宮之脇尚美君）

ただいまの御指摘の件でございますが、ビルメンさんについては全般的に、河川敷等を含めて管理をお願いしておったんですが、選挙以前の全員協議会の中で、それぞれ図面を示して、今回提案を業者のほうに公募いたします条件として、その公園管理は除いて公募するという事で説明を申し上げておりますので、それぞれ色分けをしながらその時点で説明はしたかというふうに考えているところでございます。

○麥田 博稔議員

この前の説明では公園清掃部分については町ですと、それで滝の宿、交流センター、グラウンドゴルフ用の上の部分と、下の体験学習館、清流館等を分けて説明している。なるべくなら一括でお願いしたいと説明しているというふうな答弁だったんです。

だから、ここにもらって持っているんですけれども、だからそういうふうに、これは建設経済の要点筆記ですけれども、ですからその辺がちょっとおかしくなるし、そうすると清掃管理として幾らぐらい今後見ていかれるのか。

○行政管理室長（萩原 康正君）

3月4日の全員協議会の資料で1と2のそれぞれの上の部分と下の部分の区分、それから米印で公園管理は直営とするという資料を図面と一緒に添付をして、これで説明してあると思っております。

○議長（中尾 正男議員）

ここでしばらく休憩します。再開はおおむね11時55分としたいんですが、議員の皆さんちょっと控室のほうへ、集まっていただけないでしょうか。お願いします。

休憩 午前10時44分

再開 午前10時57分

○議長（中尾 正男議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○内田 芳博議員

私もこの案件の説明がなされたときに、観音滝公園に23日の土曜日2時から3時の間に隅々まで回って見たわけですが、やはり議員としてもこういう案件が出た場合には、議場論議ではだめですから、現地を見て、そうしてお互いの議論をするというのが筋じゃないかと思って、見学的に行かせていただきましたが。

残念なことに私が外をずっと見て回ったときは、入場者というのは2名しかいませんでした。

これで恐らく、こうして今力説して皆さんの御審議がなされておりますけれども、総合人材センターがこうして引き受けると、その間やはり赤字をしてもそれをやはり期間中は全うするというのですが、入場者が増数するような、我々も施策も考えなければいけないのじゃないかと。

これがまた大事なことであって、旧薩摩町がこの観音滝に力を入れたということは、旧町の時代に1つのまちに所管事務調査をする町が1町もこないということになれば、余りにもということがあり、みんなが赤字の覚悟でつくった施設かもしれません。

ですから、私は今のような状態、そして経済が現状の状態であれば、相当な私は危機がまたこのあとに来ると。また今度2年あとですか、そうしたときはまた人材センターがこういうふうに、総合センターがこういうふうに私もやめるとなれば、またこういう論議をせねばならんと。

それをしないためには、やはり入場者をどのようなふうに増強するかというのが大きな問題であろうと、我々はそこも一つの論議をしなければならないのじゃないかと、こういうふうに思いますが、この点はどういうふうに考えていらっしゃるのか、この点をお聞かせ願いたいと思います。

○町長（日高 政勝君）

確かに来客がたくさんお見えになるということが一つの経営の關係に大きく左右することです。ですから、新しく引き受けてもらえる指定管理者においても、その辺については十分理解のもとに、各種のいろんなイベントをそれぞれ企画をしながら、お客さんと呼んでもらう、そういうことも考えていらっしゃるようでございます。

施設の利用が十分發揮できるような運営のあり方というのは、それぞれ民間ならではのノウハウをお持ちであろうかと思っておりますので、私どもまた行政の立場からいろいろまたそれについては協議をしながら、来客が増えるような形の取り組みが必要かと思っておりますので、御指摘の点については十分参酌をいたしまして、そのような推進を図っていきたいと思っております。

○米丸 文武議員

今いろいろお話を聞いておりましたが、この観音滝公園が、今の薩摩地区においては大変住民の福祉のため健康増進、またいろんな皆さんが活力を持って頑張っていくための施設としてできたところであるということですが、この指定管理者の制度が始まりまして今3年目に入っているわけですが。

ここの私は先ほどから議論になっております指定管理料が、要するに年々約200万ずつ減額してくる、この計算の基礎、この事実がはっきりいって実際の経済の状況、お客さんの状況もちろんそうですが、いろんな状況を見ないで、また指定管理者制度始まったばかりでございまして、どういう形でこれができてきたのか、やはりここら辺も大きな私は問題もあるんだろうというふうに思います。

やはり年々実績を見ながら、あと1年半ぐらいの契約期間でありますので、それによってするということですが、これについてはその見直し、内容の検討、やっぱりそれから経営の実態をちゃんと報告してもらって、管理をしていくということが必要でありまして、これをしていっていただくということは、本当に住民も望んでおるわけですが、その内容はどうか。この指定管理料の設定自体がどうか。

そこまで含めて今後やっぱり検討をしていくべきでありまして、やはり住民福祉のために継続していくためには、そういうことも、今後しっかりと内容をチェックしていただきたいというふうに思います。

また、経営の状況というのも変わってくるわけでしょうから、やはりそこもしっかり5年間と

いう長期間なのか、それとも2年なのか、そういうことも指定管理料についての根拠というのを検討する必要もあるんじゃないかと私は思います。

そうしないと、どのような状況、経済変化が来るか判らん。どういう状況、災害が来るかも判らない。今観音滝自体も上の道路が工事されておりますから、お客さんがどんどん入れない状態がここ何カ月も続いているんです。それがやはり売りに上げに影響しているわけですから、そういうようないろんな条件というものを勘案した上での考え方というのを私はするべきであろうと思うんですが、町長はどのようにお考えでしょうか。

○町長（日高 政勝君）

この指定管理料のあり方については、御指摘のとおりいろんな経済変動等がございますので、そういうことも当然視野に入れる必要もございますが、ここにおいてもそれぞれ民間の経営の中で経験を踏まえて収支計画を立てられて、十分指定管理料の範囲でやっていけるというようなもとで運営をされてきたわけでありましょうから。

しかし、原因として非常に予定したとおりの収入にならないというようなことで、指定管理料も、いわゆる指定管理の債務負担行為をしてありますから、いわゆる限度額の範囲でしてあるということもございますから、これはやみくもにまたずっと増やしていくということになりますと、やっぱり町の財政に与える影響もありますので、それについては十分配慮しながらしていくということにしているわけでございます。

そういうことで、この指定管理料のあり方については、十分こちらも指定管理者のほうから申し出のあった事項等については、内容をチェックをしながら、本当に適正な計画に従った、いわゆる収入計画、あるいは支出計画になつてことは十分チェックをしながら、そしてまたいろんな、先ほどありましたようなイベントとか、管理の例えば料理の工夫とかいろいろあろうかと思っておりますので、その辺のところもお互いに協議をしながら、適正な額というのを設定する必要があるというふうに考えておるわけで、年々この指定管理料を見直して上げていくということにならないように、一つの限度額を決めてお願いをしているというようなことでございまして、指定管理者におきましても、その範囲内で経営努力をしていただきたいということをお願いしているわけでございます。

そういう意味で、御指摘の管理料のあり方というのは、現時点で見込まれる適正な額の中で双方協議をしながら決めていっているというようなことでございます。

○議長（中尾 正男議員）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

本案の審議を一応中止しておきます。

次は、議案第51号について質疑はありませんか。

○麥田 博稔議員

先ほどの件ですけれども、一般需用費が77万2,000円組んでありまして、ふすま、畳の修理というようなことで言われたわけです。そして、備品購入費を85万3,000円、これは冷房装置というようなことを言われたんですが、当初予算の場合に330万ですか、組んで温泉施設の天窓と、それから事務所の冷房の修理というようなことを言われました。

先ほどは観音滝の公園の維持管理とか清掃業務を別個にすると言われましたけれども、この需用費の中でふすま、畳が幾らぐらいで、公園清掃に幾らぐらい使われるつもりか。

それから、備品購入費の85万3,000円をちょっと深く。それから、当初であった330万

のうちの事務所の冷房の修理というような話だったと思うんですが、その辺をちょっと説明を再度申しわけありませんけどお願いします。

○薩摩総合支所長（貴島 晃人君）

予算書の8ページでございますが、需用費を77万2,000円ということでございます。これにつきましては、先ほど財政課長からも説明がございましたが、清流館の2階の畳、ふすまが当初より変えてございませんでしたので、そこを貼り替える、あるいは表替えをしたいということと、あと網戸等が破れておりました。これは体験実習館と、それからログハウスもございますが、その関係の需用費が77万2,000円でございます。

それから、18の備品購入費でございますが85万3,000円、これにつきましては、ログハウスの空調、エアコンでございまして、その7基を見ております。

あと清掃を先ほどちょっと言われましたが、6月から直営で、いわゆる公園部分の清掃は町でするというので、これは3月4日の全協でも申しましたが、公募の段階で、いわゆる上の部分、滝の宿、体験実習、交流センター、それからグラウンドゴルフ場、それと下の部分の清流館、キャンプ場、それから体験実習館、それを分けて公募すると。それと一括というのは上下一括、ただし公園の清掃、いわゆる草払い等については直営ですということ、御説明申しまして、公募の段階でもその方式でやっております。

清掃が予算に出てきてないということでございますが、これにつきましては国の補正の関係で緊急雇用事業がございましたので、本年度につきましては、それに対応してもらおうということで考えております。不足につきましては、ある程度職員でしなければいけないのかなと思っております。

それから、当初で300万ほどちょっと需用費をお願いしたところでございますが、これにつきましては、現在大浴場の天窓、それから大浴場の混合栓の交換等を今実施しているところでございます。

○麥田 博稔議員

備品購入費の場合については判りましたが、これは犯人像は判ったんですか。この前盗難にあったという説明で、今調査中ということだったんですが、そこをちょっと。

○薩摩総合支所長（貴島 晃人君）

犯人については、一応警察のほうでも判らないということでもあります。

○議長（中尾 正男議員）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

それでは、これまで審議を中止しておきました議案第50号及び議案第51号の議案2件について、一括してほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

これで質疑終わります。

これから順番に討論、採決を行います。

まず、議案第50号について討論はありませんか。8番、平田昇議員。

〔平田 昇議員登壇〕

○平田 昇議員

私はこれまで公の施設による営業、これは県も指摘してきたように民間業とのイコールフッテ

イングの視点から見直すべきだということを主張してきました。

そして、今回のように町と協定により町の施設による営業管理を引き受けた会社が、その義務を果たさない。それに対して協定の債権者たる行政は何ら法的手段をとれない。

そこで前と同じ協定を取り決め、そして残りの期間を引き継ぐ次の指定管理に211万円を継ぎ足すと、こういう行政の進め方、このような不明確な予算編成、事業の進め方を認めるわけにはいきません。もっとすっきりしたものを示してほしい、これではだめだ。議案第50号と議案第51号を認めることに反対します。

〔平田 昇議員降壇〕

○議長（中尾 正男議員）

今のは50号についてですから。

○平田 昇議員

ついでに申し上げました。

○議長（中尾 正男議員）

ほかに討論はありませんか。木下賢治議員。

〔木下 賢治議員 登壇〕

○木下 賢治議員

私は賛成の立場で討論をさせていただきたいと思います。

ただいまそれぞれ各議員の皆さん方の思いを聞く中で、私も旧町時代からこの公園に携わってきましたし、地元という思いもあるわけですが、本当にこれまで先輩方が長年かかって築かれてきた観音滝公園でもありますし、旧町の思いが募ってる公園だと自分では思っております。

旧町の薩摩町は知らなくても、観音滝なら知ってるという鹿児島のお客さんたちから何回もそういう話を聞いたわけですが、旧町時代、広告費二、三百万使って空港やらテレビコマーシャル等をやって、公園のにぎわいも隆盛をした時代もあったわけですが、先ほど内田議員のほうからございましたが、現在では確かに寂しい状況にもあります。

また、実際現場を見るべきだという話もあったわけですが、私も5月の連休のときに実際行ってみました。連休だったものですから、ある程度お客さんいらしたわけですが、残念なことに地元の人が本当に少ないんです。

昔この小学校におったという先生も来ていらっしゃいました。懐かしかったって懐かしんでいらっしゃる姿を見て、この公園の存続を自分の胸に改めて刻んだ自分でしたけれども、そういう思いでぜひとも今回の指定管理の更新を実現させたいという思いは、そういう思いの中できょうの議会に臨んでいる一人であります。

総合支所長と以前話すときに、当初要求された額より90万弱の圧縮を所長から要請されて、それを飲まれたという話もありましたけれども、やはり「スタートダッシュが効かなきゃ最初でつまずけば、あとさえも厳しくなるとじゃなかけ」というような話もしたわけですが、人材センターがそれを飲まれたということです、それはいたし方ございませんが、先ほど町長のほうからも地元に対する経済効果の話もありましたが、19年度ということでした。額は違いますけれども、当然今の私たちのまちにとっても、観音滝が運営することの経済効果というものは大きなものがあるかと思います。

あの公園があるとなしでは、本当にまちの観光の目玉の一つとして重要なことを皆さん方に訴えたいわけがございます。

先ほども言いましたけれども、本当に私は「もうちょっと町民の人も利用せん、ここはなくなってしまうよ」ということをかねてから言っております。私どもが子どもを育てるころ、1年

おきにあそこでキャンプをしました。1年目は観音滝でキャンプをして、2年目は海水浴に行くと、それを交互にやっていたわけですが、今ではそういう地元の活用すら薄らいでおります。

私たちも本当にそういうことで声を大きくして、地元の商店街を使わんなという話はよく出るわけですが、やはり私はそれと同じだと思います。

自分たちのまちを守るといことは、本当に町民一人一人がそういうことを考えていかなければならないと思いますので、そういう意味でも皆さん方、先ほど町長の方からもございましたけれども、それなりの効果のある観音滝公園ですので、賛成の立場で皆さん方の御賛同をいただけることを御祈念申し上げまして、賛成の討論とさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

〔木下 賢治議員 降壇〕

○議長（中尾 正男議員）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

これで討論を終わります。

これから、議案第50号を採決します。この採決は、起立によって行います。

お諮りします。「議案第50号 さつま町観音滝公園等の指定管理者の指定について」は、可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（中尾 正男議員）

起立多数です。したがって、「議案第50号 さつま町観音滝公園等の指定管理者の指定について」は、可決されました。

次は、議案第51号について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第51号を採決します。この採決は、起立によって行います。

お諮りします。「議案第51号 平成21年度さつま町一般会計補正予算（第2号）」については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（中尾 正男議員）

起立多数です。したがって、「議案第51号 平成21年度さつま町一般会計補正予算（第2号）」は、原案のとおり可決されました。

△日程第6「議案第52号 鶴田農産物加工センター整備事業に係る物品購入契約の締結について」

○議長（中尾 正男議員）

次は、日程第6「議案第52号 鶴田農産物加工センター整備事業に係る物品購入契約の締結について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

「議案第５２号 鶴田農産物加工センター整備事業に係る物品購入契約の締結について」であります。

これは、鶴田農産物加工センター整備事業に係る物品の購入契約を締結しようとするものであります。さつま町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、鶴田総合支所長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○鶴田総合支所長（永田 清信君）

それでは「議案第５２号 鶴田農産物加工センター整備事業に係る物品購入契約の締結について」、内容の説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（中尾 正男議員）

お諮りします。ただいま議題となっています議案第５２号については、会議規則第３９条第３項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。したがって、議案第５２号は、委員会付託を省略することに決定しました。委員会付託を省略します。

これから質疑を行います。ただいまの議案第５２号について、質疑はありませんか。

○麥田 博稔議員

物品購入ということで、比較的老朽化したガス回転釜、ほかにあと具体的にあったらお知らせ願いたいと思います。

○鶴田総合支所長（永田 清信君）

今回更新いたしますのは７品目ではありますが、主な備品等について紹介申し上げます。

金額の高いものでありますが、冷凍冷蔵庫、それからミンチ機、ミキサー、それから真空包装機、ビンを洗う機械（洗瓶機）、中華蒸器、洗濯乾燥機、こういうものがあります。

あとは、いろいろ事務用品とかそういったようなものもたくさんありますけれども、今回は使用頻度が高いもので老朽化しているものを更新ということでございます。

○麥田 博稔議員

こうして物品を購入されるわけですが、非常に噂では良いという話なんです、あそこを利用して。私たちは、水害のときにあそこでご飯の炊き出しとかいろいろしましたけども。

真空包装機というのですか、タケノコなんかがあるときは非常にいいって言って評判なんです。利用されている方がだいたい鶴田地区の方、旧薩摩、宮之城の方は余り知らないわけですから、これは民業を圧迫するというようなこともないと思いますので、真空パックをしてこっちから送ると都会の方なんかは非常に喜ばれるというようなことですから、もうちょっと利用頻度が上がるように、宣伝というか広報してもらうようお願いをしておきたいと思います。

○新改 幸一議員

ただいま麥田議員からも出ましたが、７００万以上の契約をされて整備をきちっとされるわけですが、このセンターの年間利用者数が判っておれば、お示しいただきたいと思います。

できれば今も出ましたけども、旧町ごとのみやんじょ・つっだ・薩摩の区分けで利用者数が判っておればお示しいただきたいと思います。

それと、年間の今までの使用料というのが、どれぐらいに上がっているのかということ。

それと、こういう700万からの金額で整備されるわけですから、今後のこの加工センターの利用宣伝というのをどのようなふうに、今まで以上に違った形でまた宣伝をどういう形でされるのか、そこあたりをお聞かせいただきたいと思います

○鶴田総合支所長（永田 清信君）

利用者の状況であります、20年度で申し上げます。20年度で818件の件数がありますが、月平均しますと70件程度でしょうか。それから人数にしますと1,951人という数字が出ております。利用される人たちの住所地ですけれども主には鶴田の方でありまして、団体の方で24団体、個人で163名という実績が出ております。

それから経費の関係でありますけれども、818件の中には減免規定で減額をされる学習会とかの方も利用もあります関係で若干は減りますが、減免を含めて818件、使用料を納めていただいた金額でありますけれども、179万570円ということであります。

ちなみに、このセンターを運営する経費でありますけれども、これが305万円ということで、126万程度の手出しということになりますが、しかし、今おっしゃるようないろんな農産物の加工といったことでの地域への貢献というのは、大変大きいものがあるんじゃないかなというふうに思います。

今後のこの利用のPRにつきましては、農業団体のいろいろな会議におきまして、極力利用を勧めていきたいというふうに思います。

○新改 幸一議員

今後の加工センターの利用宣伝を、それぞれの立場のところで宣伝をされるということでございますけれども、ぜひ町報あたりにも載せて広く旧みやんじょ、薩摩あたりからも足を運んで利用していただくような宣伝も是非お願いしたいと要望をしておきたいとします。

○議長（中尾 正男議員）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

討論なしと認めます。

これから、議案第52号を採決します。

お諮りします。「議案第52号 鶴田農産物加工センター整備事業に係る物品購入契約の締結について」は、可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。したがって、「議案第52号 鶴田農産物加工センター整備事業に係る物品購入契約の締結について」は、可決されました。

△日程第7「議案第53号 鶴田学校給食センター炊飯給食施設整備事業に係る物品購入契約の締結について」

○議長（中尾 正男議員）

次は、日程第7「議案第53号 鶴田学校給食センター炊飯給食施設整備事業に係る物品購入契約の締結について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

「議案第53号 鶴田学校給食センター炊飯給食施設整備事業に係る物品購入契約の締結について」であります

これは、鶴田学校給食センター炊飯給食施設整備事業に係る物品の購入契約を締結しようとするものであります。さつま町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、学校給食センター所長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○学校給食センター所長（上久保澄雄君）

それでは「議案第53号 鶴田学校給食センター炊飯給食施設整備事業に係る物品購入契約の締結について」、内容の説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（中尾 正男議員）

お諮りします。ただいま議題となっています議案第53号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。したがって、議案第53号は、委員会付託を省略することに決定しました。委員会付託を省略します。

これから質疑を行います。ただいまの議案第53号について質疑はありませんか。

○議長（中尾 正男議員）

議案第53号について質疑はありませんか。川口議員。

○川口 憲男議員

所長のほうに、この機械ちゅうか、システムを導入されまして、従来のシステムと今回のシステムで米飯給食の状態はどう変わるのか、それと今前年と申しますか、1期の議会の一般質問の中にも給食の米飯が相当議論があったんですけども、それとあわせてどれくらいの米飯に対応できるようなシステムに変えられたのかお聞きします。

○学校給食センター所長（上久保澄雄君）

今回の機器を導入することによって、給食の状況はどう変わるのかという質問でございますが、従来の機器はある程度の手動の部分がございました。かなり人の手を要する機種と、21年前の機種でございますので、そういう形でございます。

今回導入するのは、比較的自動の部分がございます。そういう意味では、ある程度米飯のほうにかける人員のほうが少なく対応できるというのがございます。能力的には非常にすばらしい機種でございます。

なお、もう一つ能力関係であります。これはもう一番時間をかけて最大幾らできるかという話でございまして、最大能力は1,000食持っております。

現在の鶴田の状況で申し上げますと464食、これが実食でございます。現在の既存の施設が700食能力と。今の時点では700食も1,000食もそう機種の的には変わらないという状況で

ございます。

○川口 憲男議員

それと薩摩の米飯の体制がどうだったのか、それによって今後の給食の状態を1,000食も700も変わらないという今答弁なんですけれども、もし地域の要望が多くなり、あるいは米の対策がどうしても給食のほうにもまた議論が集中してくると思うんですけれども、そうしたときに薩摩と鶴田のほうで対応できるのが可能なのか、数値的なとあわせて説明ください。

○学校給食センター所長（上久保澄雄君）

現在、薩摩センターだけが炊飯設備を持っておりません。したがって、民間の業者に米飯の委託をしている状況でございます。ただ、現在の薩摩センターの施設を見ますと、全く余裕がないという状況の造りでございます。したがって、薩摩センターに単独で導入と、これはもう考えられません。

もう一つは、先ほど申し上げました1日最大能力1,000食という対応はできますので、薩摩のセンターが約330食でございます。したがって、鶴田のセンターとあわせると大体約800食、1日です。ですから、十分対応はできる能力はございます。

しかしながら、何でできないかというのがいつも話題になるんですが、それに伴う食器類、いわゆる各学校ごとクラスごとに食器が必要になります。これがかなりの数になります。

今調べて見たところが米飯だけで鶴田が27個必要です。薩摩も同じく27個必要です。したがって、置き場もない、消毒保管庫もないと、そういった状況でございます。いわゆる安全面から対応ができないという面も一つございます。

それともう一つは、400食を調理するのと、700食を調理するのでは時間がかかります。したがって、その間に冷めてしまう可能性があるというのもございます。一番は置き場がないこと、スペース的にそういう消毒食器保管庫とか、そういったものの置き場、また施設設備もないというのが一つの原因でございます。

○新改 幸一議員

すばらしい能力のシステム機器ということで説明ございましたけれども、このアイホーとのシステム機器の保証期間、何かあった場合の、そういう保証期間というのは決めてあるものでしょうか。

○学校給食センター所長（上久保澄雄君）

基本的には契約の中で納入側のほうに責任がある場合は1年が保証期間にはなっております。この備品類については。

○平八重光輝議員

食品関係ということで指名された業者の4社ずつ、全く同じ業者であるわけですが、こういう入札のあり方についてですけれども、入札率はちょっと計算機を持っておりませんから、正確には判りませんが、96、7ぐらいいってるんでしょうか。一般競争入札というのはそぐわないものか、考えられないものかお尋ねいたします。

○副町長（総務担当）（宮之脇尚美君）

一般競争入札の制度も本町の場合はあるわけですが、このそぐわないかどうかという問題がございます。これは、当然鹿児島市のほうに支店があるか営業所があるかという問題もあると思うんですけれども、これを公募する場合に、どういう形で一般競争で呼びかけていくかということが非常にまた手段が違うところもあります。

ただ、今回の場合はやはり今の現在の施設のスペースの問題等もありまして、やはり施設のほかのそういう食器材の機材等の位置等の関係もあろうかと思うんですが、それで大体合致するよ

うな、同等以上そういう炊飯施設を設置をするということで、それらを扱ってます、いわゆる代理店とか、あるいは営業所が、そういうのが対象になって指名ということでやらしていただきました。

ほかのところはほとんどが、こういう特殊なこういう給食施設につきましては、製造メーカーというのが限られておりまして、いずれにしても一般競争入札にしても余りメリットはないのかなという、指名でも余り大きく変わらないのかなということもありますし、ほとんどが、いわゆる若干はメーカーそのものの機械の取り扱いとか、いろいろ自動化の問題等も違ってありますが、なかなかそこ辺について幅広く求めて、その効果というのが余り大きな期待はできないのかなということも考えるところでございます。

○米丸 文武議員

2点ほどちょっとお伺いしてみたいんですが、先ほど薩摩センターの米飯を民間委託ということで説明があつて、これまでそうやっておったわけでございますが、これを今米飯の鶴田センターで460、こちら宮之城センターもあるんですが、これ民間委託した場合と、米飯給食の。直接、要するにセンターでした場合と、そういう費用の比較というのはどうなっているのかどうか。

それから、場所の問題もあるようですけれども、せつかく1,000食可能であるものを、できれば利用したほうが私はいいと思いますし、また食管庫等の必要があるというのも、用地の問題なのかどうか判りませんが、そのようなことで民間委託は毎年、毎日委託をするというような形ですよね。ですから、食事が必要なときは委託をしているわけですから、これをするとも毎年そういう食事が必要なときは、ずっと委託料を払わんにやいかんということなんですが、この長期間にわたる場合は、やっぱり差はないのかどうか。

町が直営でやってる鶴田なら鶴田でまとめた場合と、その影響はどうなのかどうか、その辺についての検討はどうなっているのかなということで、ちょっとこの2点をお伺いしたいと思います。

○学校給食センター所長（上久保澄雄君）

まず1点目のこの価格の問題でございます。実質的には宮之城センターの場合は、県の学校給食会パールライスを通して、県の学校給食会から安く仕入れております。今たしかキロ313円ですか、それに近い数字ということでとらえていただきたいと思います。薩摩と鶴田センターにつきましては、これは週3回のうち地元の米を使用いたしているという日がございます。

したがって、そういう関係からいきますと、とても県の学校給食会の価格には見合わない。非常に通常価格よりもJAさん、あるいは納める方から安く納めてはいただいておりますが、それでも県の学校給食会の価格には追いつかないということから、米の価格の差がございます。

それともう一つは、この民間の業者の方に委託を今いたしておりますが薩摩センターですね。その加工賃が加わってまいります。独自に出す場合は加工賃は公費のほうで賄われますので要りません。原価で対応できると。

通常の宮之城センターの米の1食あたりに比較をしますと、倍をちょっと超えるというような価格になります。したがって、薩摩センターの場合は月額給食費が、それだけ高くなってきているという状況でございます。

2点目の1,000食の能力のものを今回導入したわけでございますので、当然これの有効活用を図るのは我々も検討をいたしたところでございます。

今の行政改革推進計画の中で、給食センターは2つの問題を抱えております。というのは、将来的に3つのセンターでいいのかどうかという問題と、民間委託の問題です。

したがって、それを今内部で検討いたしておりますが、どうしても宮之城センターに一本化と

いうのは、これはもう財源的にも補助金の絡みからも恐らく無理かと。あの半分ぐらいは壊さないといけないという状況です。いわゆる学校数の絡みがございますので。

そうすると2極化となる。したがって、そうした場合は、当然の今の1,000食の新しい機器が有効に使えるという形で考えておるところです。まだこれは結論的には出しておりませんが、将来的にそういう方向で今内部で検討いたしているところでございます。

○米丸 文武議員

今米飯給食の1食当たり幾らと簡単に、これぐらいと言ってくださると米値が倍かかってどうこうというのは、なかなか簡単に私どもキロ当たり313円で安く入っていると、民間がどうだということでございますが、1食当たりどれくらいに入っているということを教えていただければありがたいわけでございますが。

将来的にこの1,000食が可能である施設を、薩摩は民間委託しているわけですから、そのほうがいいんだということですが、一方では町が管理をしてる部分については、民間より高いんだというような説明だったというふうに私は受けとめたんですが、そうですか、もう一回確認したいと思います。

民間委託よりも人件費、加工費等をしたときに、町の給食センターのほうが単価が高くつくのかどうか、それについてもう一回確認したんですが、今の説明じゃそっちのほうもありますからというようなことでちょっと判らなかつたんですが。

○議長（中尾 正男議員）

センターのほうが高いのか、委託のほうが高いのか。米飯の1食当たり。

○学校給食センター所長（上久保澄雄君）

失礼しました。まず最初の話でございますが、米の単価の問題です。これは宮之城センターと薩摩センターだけの比較でさせていただきたいと思いますが、21年度の試算では小学校の場合が、これは標準が80グラムと決まっておりますので、これで25.43円、1食です。中学校は別にいたします。

それから、薩摩センターの場合は、グラム数は変わりません、小学校で80グラムです。これは地元米の場合が54.95円です。ですから倍以上かかると。いわゆる、その差額分については加工賃という形になるということでございます。センターの場合は加工賃は加わりませんので、純粋に原材料代と、米代だけということですから、その差が出てますという意味でございます。

その今の1食単価の話でございます。給食費につきましては、21年度は宮之城と鶴田は小中変わりはございませんが、小学校で月4,000円、単価的には232円と、これはまた稼働日数によって単価は変わってまいりますので、それから中学校の場合が4,500円、単価的には1食263円、鶴田のほうは272円と。それから薩摩センターですが、小学校で月額4,100円、1食単価が241円、中学校の場合が4,650円、月額で、1食単価276円、ここに差が出てきているということでございます。

○米丸 文武議員

今単純に1食単価ということでお聞きをしたところでございますが、要するに週3回の米飯を含んで、パン食も含んでの単価です。私がお聞きしたかったのは米飯の場合がどうなのかお聞きしたかったんです。

それじゃないと、この炊飯器の問題を検討することにならないんで、総合的な米とパン食との両方です、いろんな材料を入れて、献立ももちろん入れたときのそういうことでございますが、米飯のときにどう民間委託した場合と直接した場合と、要するにこちらの食品を使っても、コストとしてそれを入れた場合の加工賃を含んだ場合の比較もできるわけでしょうから、そのの

点を判断材料としてお聞きしているわけですので、その辺がもうちょっと説明をいただければありがたいというふうに思うんです。

○学校給食センター所長（上久保澄雄君）

非常に難しい話になるんじゃないかと、逆に思います。まず、センターの1食単価を決めるのは、これはパン、週2回パンがございます。それから米飯が3回ございます。したがって、週5日をトータルして、年間の実際の配食回数、例えば188ぐらいかと思います、年間配食するのが。

その回数を基本に、それから標準の小学校の場合何グラム、カロリーそれぞれ別です。何グラム与えなさいという標準表がございますので、そちらから引き出して算定を、全体的に算定をするという形になります。

ですから、米の分は幾らかといわれると、その分非常に出しにくいと、全体でトータルの計算をいたしますので、なかなか単純には出てこないということでございます。

○議長（中尾 正男議員）

ここでしばらく休憩します。再開はおおむね1時5分とします。

休憩 午前11時54分

再開 午後 1時 4分

○議長（中尾 正男議員）

休憩前に引き続き会議開きます。質疑を続けます。

○木下 敬子議員

このシステムは1,000食分を賄えるということで、このシステムを導入するということなんでしょうけども、この炊飯釜です15個、これもやっぱり1,000食分ができるということで15個の釜が必要だということなんですか。それともとりあえずは鶴田の分だけで15個の釜が必要だということなんでしょうか、それが1つ。

将来的には薩摩も一緒になって、米飯のほうを取り組んだほうがいいんじゃないかというような、先ほどのお話だったように承ったんですが、将来的にといったら、どのくらいを将来的に考えていらっしゃるのか。今現時点で薩摩の場合には、牧瀬パンのほうにお願いをして、ほかのところよりか倍のお金を支払ってると、その差額を考えたときに、そういう差額でもって何か賄え切れるものはないのか。そして、父兄のほうの負担が少し薩摩の場合には大きいということも今お話あったような気がするんですが、そういうことも全部ひっくるめた上での検討をなされたものか。

それと冷めてしまうという話もありましたけども、現時点でも薩摩のほうの給食の御飯は冷めております。それと食管の置き場がないということです。これもどうにか工夫をして、食管置き場をつくるスペースなり何なり検討したものか。

それとあと配送の問題です。前にも配送するのにもいろいろな問題が生じるということもありましたけども、その配送も終野、そういうところは宮之城の給食センターから運んでいらっしゃるのか、鶴田、近いところから運ぶことはできないのか。そういうこともすべてひっくるめて検討した上で、こういうシステムを導入されようとしているのか、そこをお伺いしたいと思います。

○学校給食センター所長（上久保澄雄君）

今回導入する釜の15個でございます。それは1つの釜が4.2キロ炊きでございます。したがって、鶴田の場合が1日42キロぐらい使いますので、基本的には10個ありゃ足りるというこ

とですが、テフロン加工のためになかなか中に傷がつきやすいんです。ですから、予備として一応15個ということでございます。

それと従来の、今既存の釜がそのまま使えますので、それは予備として確保しておくということでございます。

それと将来的に何年ぐらいをめどにされているかという話でございますけれども、これ現在行革推進計画の内容についての検討をいたしておりますので、その中である程度の年度が出てくるものというふうに思っております。これは今後の検討課題ということで、今も検討いたしておりますが、今後続けてまいりたいと思っております。

それから、薩摩の場合は冷めてしまうと、これは当然食管が保温性を持った食管を使っておりません。いわゆるパンを入れる箱です。パン箱を使っておりますので、必然的には冷めてしまいます。それと時間の問題、2度走っております。1回米飯をとりについて、それで学校に配れる分は配って、あとはセンターに保管すると、その時間的なロスがあるものですから、当然冷めてしまうということのようです。

それから、これは各センターに通ずる話かと思いますが、配送計画の見直しです。これについては、やはり検討はこれまでもしてまいりました。ただ、それぞれに問題がございまして、各3センターの仕様が違っていると、例えば車1台についても宮之城の場合非常に大きいのですので、例えば紫尾小学校の中に入っていないとかいろいろございます。

そういった問題がありまして、当然将来的にそういう民間委託といったような方向、あるいは統廃合、そういったのが目安がある程度ついた段階では、総合的にこれを見直す必要が出てくるというふうには思っております。

○麥田 博稔議員

政策的なことで町長にお伺いしたいというふうに思います。

というのは、今質疑応答でも結構ありましたけれども、やはりセンターによって給食単価が違っていると、それで米飯にすると高いとか、あっちがどうだといろいろあるんですけれども。

それから、食管も保温ができるものではないので冷たくなるとか、やっぱり学校で、それは旧町からの引き継ぎがあったのでなっていると思うんですが、やはり先ほどもちょっと触れたんですが、日本一子育て支援策の町となりますと、給食費なんかもさつま町は同じようなものにするんだと、そして先ほどから質疑の中であったのは食管を買う金とか、それから置き場がないとかいろいろあります。

ただ、今学校再編のそういう話が出てますので、やはり投資というのは非常に厳しい、そこまで見ておかないと厳しいものがあるかもしれませんけれども、やはり、先ほどの給食費の低い高いがある問題。それから、食管が保温性があるのとないのとか、やっぱりその辺は政策的に解決しなければならない問題ではないかと思うんですが、その辺の全体的なことを考えたときに、町長はどのようにお考えなのかお伺いしておきたいというふうに思います。

○町長（日高 政勝君）

給食センターの今の3つの施設についての今後のあり方も含めまして、やっぱり近い将来においてこの辺も見直しをする必要があるかと思っております。

今ありましたように、食管の問題、それから保管のあり方とか、それからまた単価の問題含めまして、総合的にやっぱり時期を見て対処する必要があるかと思っておりますので、この辺については、その辺のプロジェクト等なり組みまして対処してまいりたいと思っております。

○麥田 博稔議員

ぜひ、今言われたようなことを検討して、そして私たちにも資料を、やっぱりこうしたらこれ

ぐらいの金が必要とか、計画的なものができたら、また行財政改革の委員会も全員で立ち上げるといったようなことになってますので、その辺でも報告してもらって、やはり子育てのしやすいまち、これはぜひ遂げてもらいたいと、私も切に思ってますので、検討をしていただくようお願いをし

○議長（中尾 正男議員）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

討論なしと認めます。

これから、議案第５３号を採決します。

お諮りします。「議案第５３号 鶴田学校給食センター炊飯給食施設整備事業に係る物品購入契約の締結について」は、可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。したがって、「議案第５３号 鶴田学校給食センター炊飯給食施設整備事業に係る物品購入契約の締結について」は、可決されました。

△日程第８「議案第５４号 さつま町監査委員の選任について」

○議長（中尾 正男議員）

次は、日程第８「議案第５４号 さつま町監査委員の選任について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

「議案第５４号 さつま町監査委員の選任について」であります。

さつま町監査委員のうち、識見を有する者の内から選任する監査委員として、新たに新屋敷浩氏を選任しようとするため、地方自治法第１９６条第１項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、総務課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○総務課長（湯下 吉郎君）

議案第５４号の説明をいたします。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（中尾 正男議員）

お諮りします。ただいま議題となっています議案第５４号については、会議規則第３９条第３項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。したがって、ただいまの議案第54号は、委員会付託を省略することに決定しました。委員会付託を省略します。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

討論なしと認めます。

これから、「議案第54号 さつま町監査委員の選任について」採決を行います。この採決は、無記名投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○議長（中尾 正男議員）

ただいまの出席議員数は19名です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に2番、東哲雄議員及び3番、麥田博稔議員を指名します。

投票用紙を配ります。念のために申し上げます。本案に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。

〔投票用紙配布〕

○議長（中尾 正男議員）

投票用紙の配布漏れは、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（中尾 正男議員）

異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。投票の際は、向かって左側から登壇して、投票を行い、右側へ降壇願います。1番議員から順番に投票願います。

〔議員順次投票〕

○議長（中尾 正男議員）

投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。東哲雄議員と麥田博稔議員の開票立会いをお願いします。

〔開票〕

○議長（中尾 正男議員）

投票の結果を報告します。

投票総数 19 票、有効投票 19 票、無効投票ゼロ票。有効投票のうち、賛成 18 票、反対 1 票、以上のとおり賛成多数です。

したがって、「議案第 54 号 さつま町監査委員の選任について」は、同意することに決定しました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

△日程第 9「発議第 5 号 振り込め詐欺撲滅に関する決議（案）」

○議長（中尾 正男議員）

日程第 9「発議第 5 号 振り込め詐欺撲滅に関する決議（案）」を議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。

〔川口憲男議員 登壇〕

○川口 憲男議員

ただいま議題となりました発議第 5 号について、趣旨の説明を申し上げます。

提出者は、さつま町議会議員、川口憲男であります。賛成者は、同じく東哲雄議員、麥田博稔議員であります。

次に、提案理由について御説明いたします。

近年、振り込め詐欺による被害は全国的に急増し、大きな社会問題となっています。振り込め詐欺は、町民の財産を奪う卑劣な犯罪であり決して許すことはできません。

よって、警察や関係者と連携し、町民と一体となって振り込め詐欺撲滅に対する姿勢を明確に示すとともに、すべての町民がその被害に遭わないための防止策を積極的に推進するため、この決議（案）を提出するものであります。

振り込め詐欺撲滅に関する決議文を朗読いたしますので、決議されますよう議員各位の御賛同方よろしくお願いをいたします。

振り込め詐欺撲滅に関する決議。

近年、振り込め詐欺（オレオレ詐欺・架空請求詐欺・融資保証金詐欺・還付金等詐欺）による被害は全国的に急増し、地域住民の生活を脅かす大きな社会問題となっています。

昨年 1 年間の振り込め詐欺による被害総額は、全国で約 276 億円、鹿児島県内では約 1 億 4、200 万円にも達し、善良な住民の大切な財産が振り込め詐欺によって奪われています。

また、本年に入り、昨年 1 件も被害者が出ていなかったさつま町においても、既に 2 件の被害が発生しており、今後さらなる被害の拡大が懸念されます。

安全で安心して暮らすことができる地域社会を実現することは、町民の負託を受けた我々の重大な責務であります。振り込め詐欺は、人々の不安につけ込み、家族への愛情や純朴な心情を悪用して町民の財産を奪う卑劣な犯罪であり、特に高齢者や女性を標的にするなど決して許すことはできません。

よって、本町議会は、町民の安全で安心な暮らしを守る立場から、警察や関係機関と連携し、町民と一体となって振り込め詐欺撲滅に対する姿勢を明確に示すとともに、すべての町民がその被害に遭わないための防止策を積極的に推進することを決意する。

補足といたしまして、さつま警察書管内におきまして交通事故の多発警報を発令されております。私たち議員は町民の安心安全を守る立て前から、こういうふうにして町民の生活を守るための施策を推進していかなければならないと考えます。振り込め詐欺同様、交通事故撲滅にも議員

の方々の絶大なる協力をお願いし、今回の発議となりました振り込め詐欺の撲滅に関する趣旨の決議をぜひ協力をお願いしたいところでございます

以上で終わります。

〔川口憲男議員 降壇〕

○議長（中尾 正男議員）

ただいま議題となっています発議第5号は、印刷してお配りしてあります。御了承願います。

お諮りします。ただいまの発議第5号については、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。

したがって発議第5号は、委員会付託を省略することに決定しました。委員会付託を省略します。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

討論なしと認めます。

これから「発議第5号 振り込め詐欺撲滅に関する決議（案）」を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。したがって、「発議第5号 振り込め詐欺撲滅に関する決議（案）」は、原案のとおり可決されました。

△閉 会

○議長（中尾 正男議員）

以上で、本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

平成21年第5回さつま町議会臨時会を閉会します。ご苦労様でした。

閉会時刻 午後 1時29分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

さつま町議会議長 中 尾 正 男

さつま町議会議員 森 山 大

さつま町議会議員 東 哲 雄